

水 環 境

目 次

表1	環境基準の達成状況	(19)
表2	水質汚濁に係る環境基準	(20)
表3	底質の暫定除去基準	(22)
表4	地下水の水質汚濁に係る環境基準	(23)
表5	ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準	(23)
表6	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況（1）	(24)
表7	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況（2）	(25)
表8	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況（3）	(25)
表9	愛知県における工場・事業場に係る排水規制指導の概要	(26)
表10	水質汚濁防止法に基づく特定事業場数	(27)
表11	水質汚濁防止法に基づく排水基準適用事業場数	(28)
表12	項目別排水基準超過の状況（平成21年度）	(29)
表13	ゴルフ場排水農薬調査の結果について（平成21年度）	(29)
表14	公共下水道の供用状況	(30)
表15	流域下水道の供用状況	(30)

表1 環境基準の達成状況

(1) 河川49水域 (BOD)

水域区分	水域名	類型	19年度	20年度	21年度	水域区分	水域名	類型	19年度	20年度	21年度
木曾川 水域	木曾川中流	A	○	○	○	矢作川 水域	矢作川上流(1)	AA	○	○	○
	木曾川下流	A	○	○	○		矢作川上流	A	○	○	○
	日光川	E	○	○	○		矢作川下流	B	○	○	○
	新川下流	E	○	○	○		巴川	A	○	○	○
	五糸川下流	E	○	○	○		乙川上流	A	○	○	○
庄内川等 水域	庄内川中流(1)	B	○	○	○	乙川下流	B	○	○	○	
	庄内川中流(2)	D	×	○	○	鹿乗川	C	○	○	○	
	庄内川下流	D	○	○	○	矢作古川	C	○	○	○	
	矢田川上流	D	○	○	○	介木川	A	○	○	○	
	矢田川下流	D	○	○	○	男川	A	○	○	○	
名古屋 内水域	荒子川	E	○	○	○	雨山川及び乙	A	○	○	○	
	中川運河	E	○	○	○	女川下流	A	○	○	○	
	堀川	D	○	○	○	木瀬川及び六	A	○	○	○	
	山崎川	D	○	○	○	伏川下流	A	○	○	○	
	太白川	C	○	○	×	豊川上流	AA	○	○	○	
境川等 水域	境川上流	B	×	×	×	豊川中流	A	○	○	○	
	境川下流	C	○	○	○	豊川下流	B	○	○	○	
	逢妻川上流	D	○	○	○	宇連川	AA	○	○	○	
	逢妻川下流	D	○	○	○	豊川放水路	C	○	○	○	
	猿渡川	D	○	○	○	音羽川	C	○	○	○	
境川等 水域	稗田川	C	○	○	○	佐奈川	D	○	○	○	
	高浜川	C	○	○	○	梅田川	C	○	○	○	
	新川	C	○	○	○	汐川	E	○	○	○	
	長田川	C	○	○	○	大千瀬川	AA	○	○	○	
	半郷川	C	○	○	○	19年度環境基準達成率：47/49×100=96%					
A	朝鮮川	C	○	○	○	20年度環境基準達成率：48/49×100=98%					
	阿久比川	C	○	○	○	21年度環境基準達成率：47/49×100=96%					
	類型区分	環境基準値 (BOD 7.5%水質値)			環境基準値 (BOD 7.5%水質値)			環境基準値 (BOD 7.5%水質値)			
AA	1 mg/l 以下			C			5 mg/l 以下				
A	2 mg/l 以下			D			8 mg/l 以下				
B	3 mg/l 以下			E			1.0 mg/l 以下				

(2) 湖沼1水域 (COD)

水域名	類型	19年度	20年度	21年度	類型区分	環境基準値 (COD 7.5%水質値)
油ヶ淵	B	×	×	×	B	5 mg/l 以下
COD 7.5%水質値 (mg/l)		9.0	7.6	6.7		

(3) 海域11水域 (COD)

水域区分	水域名	類型	19年度	20年度	21年度	19年度環境基準達成率：7/11×100=64%
伊勢湾	名古屋港(甲)	C	○	○	○	20年度環境基準達成率：6/11×100=55%
	名古屋港(乙)	B	○	○	○	21年度環境基準達成率：6/11×100=55%
	常滑地先海域	B	○	×	×	環境基準値 (COD 7.5%水質値)
衣浦湾	伊勢湾	A	×	×	×	2 mg/l 以下
	衣浦港	C	○	○	○	3 mg/l 以下
	衣浦港南部	C	○	○	○	8 mg/l 以下
渥美湾	衣浦湾	A	×	×	×	
	蒲郡地先海域	C	○	○	○	
	神野・田原地先海域	C	○	○	○	
渥美湾	渥美湾(甲)	B	×	×	×	
	渥美湾(乙)	A	×	×	×	

(4) 海域6水域 (全窒素)

水域区分	水域名	類型	19年度	20年度	21年度	19年度環境基準達成率：6/6×100=83%
伊勢湾	伊勢湾(イ)	IV	○	○	○	20年度環境基準達成率：5/6×100=83%
	伊勢湾(ハ)	III	○	○	○	21年度環境基準達成率：5/6×100=83%
	伊勢湾(ニ)	II	○	○	○	環境基準値 (全窒素平均値)
三河湾	三河湾(イ)	IV	○	○	○	0.3 mg/l 以下
	三河湾(ロ)	III	○	○	○	0.6 mg/l 以下
	三河湾(ハ)	II	○	×	×	1 mg/l 以下

(5) 海域6水域 (全磷)

水域区分	水域名	類型	19年度	20年度	21年度	19年度環境基準達成率：3/6×100=50%
伊勢湾	伊勢湾(イ)	IV	○	○	○	20年度環境基準達成率：5/6×100=83%
	伊勢湾(ハ)	III	○	○	×	21年度環境基準達成率：2/6×100=33%
	伊勢湾(ニ)	II	×	○	×	環境基準値 (全磷平均値)
三河湾	三河湾(イ)	IV	○	○	○	0.03 mg/l 以下
	三河湾(ロ)	III	×	○	×	0.05 mg/l 以下
	三河湾(ハ)	II	×	×	×	0.09 mg/l 以下

表2 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下
銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラ	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。
- 3 海城については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準
ア 河川 (湖沼を除く。)

8

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	1級 水道自然環境保全の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/100mℓ以下
A	2級 水道産水及び及び欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100mℓ以下
B	3級 水道及び及び欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5m/ℓ以上	5,000MPN/100mℓ以下
C	3級 工業用水及び及び欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	2級 工業用水及び及び欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	3級 工業用水及び及び欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ以上	—

備考
1 基準値は、日間平均値とする (湖沼、海城もこれに準ずる)。
2 農薬利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする (湖沼もこれに準ずる)。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧酸素水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
2級：サケ科魚類及びアユ等貧酸素水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
3級：コイ、フナ等、β-中酸素水域の水産生物用
4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
3級：特殊の浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全重鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	
備考	基準値は、年間平均値とする(湖沼、海城もこれに準ずる)。		

イ 湖 沼 (天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値			
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)
AA	水道1級 水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上
A	水道2、3級 水道2級 水道2級 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上
B	水道3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ 以上
備考	水道1級、水道2級及び水道3級については、当分の間、浮遊物質質量の項目の基準値は適用しない。				

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水道1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水取の水産生物用並びに水道2級及び水道3級の水産生物用
2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水取の水産生物用及び水道3級の水産生物用
4 工業用水1級：コイ、フナ等富栄養湖型の水取の水産生物用
2級：沈殿ろ過等による高度の浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く) 水道1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
IV	水道2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
V	水道3種・工業用水・農業用水・環境保全	1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下
備考	1 基準値は年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全窒素の項目の基準値は適用しない。		

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(特殊なもの)とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。
3 水道1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水道2種及び水道3種の水産生物用
2種：ワカサギ等の水産生物用及び水道3種の水産生物用
3種：コイ、フナ等の水産生物用
4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全重鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	

ウ 海域

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					n・へキサン 抽出物質 (油分等)
		水素イオン濃 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	大腸菌群数	
A	水産1級 浴 自然環境保 全及びB以 下の欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100mℓ以下	検出されな いこと。	
	水産2級 工業用水 及びCの欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	検出されな いこと。	
	C 環境保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	—	

備考
水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mℓ以下とする。

(注) 1 自然環境保全：自然深撈等の環境保全
2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全：国民の日常生活(沿岸)の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
II	水産1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
IV	水産3種・工業用水・生物生息環境保全	1 mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下

備考
1 基準値は年間平均値とする。
2 水域類型の指定は、海洋種物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全：自然深撈等の環境保全
2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
" 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
" 3種：汚濁に強い特定の底生生物が主に漁獲される。
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
生物A	水生生物の生息する水域	全亜鉛 0.02mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ以下

表3 底質の暫定除去基準

項目	暫定除去基準値
水銀	河川・湖沼：25ppm以上 海域：次式により算出した値(C)以上 $C=0.18 \times (\Delta H/J) \times (1/S)$ (ppm) ΔH =平均潮差(m)、J=溶出率、S=安全率 (例えば、 $\Delta H=2.3m$ (三河湾)、 $J=5 \times 10^{-4}$ 、 $S=100$ とすると、 $C=8.3ppm$ となる)
P C B	10ppm以上

表 4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

表 5 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/ℓ以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下

備考

- 1 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 2 水質の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 3 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。
- 4 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

表6 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(1)

生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型指定

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
木曾川水域	木曾川中流	袋合ノマから大山頭工まで	A	ロ	昭和45年9月1日 閣議決定
	木曾川下流	大山頭工より下流	A	イ	平成14年7月15日 環境省告示
庄内川内川等水域	庄内川中流(1)	水野川合流点より上流	B	イ	平成12年3月31日 愛知県告示
	庄内川中流(2)	水野川合流点から水分橋まで	D	イ	平成8年3月29日 愛知県告示
	庄内川下流	水分橋より下流	D	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	矢田川上流	大森橋より上流	D	ロ	昭和46年5月25日 閣議決定
	矢田川下流	大森橋より下流	D	イ	平成17年3月25日 愛知県告示
五桑川下流	待合橋より下流	待合橋より下流	E	イ	平成8年3月29日 愛知県告示
	新橋より下流	新橋より下流	E	ハ	昭和46年5月25日 閣議決定
	日光川	全域	E	ハ	昭和46年5月25日 閣議決定
	藪子川	全域	E	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
名古屋市内川等水域	中山運河	全域	E	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	堀川	全域	D	イ	平成8年3月29日 愛知県告示
	山崎川	全域	D	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	天台川	全域	C	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
境川等水域	境川上流	新橋より上流	B	ハ	昭和46年5月25日 閣議決定
	境川下流	新橋より下流	C	ロ	昭和46年5月25日 閣議決定
	逢妻川上流	境大橋より上流	D	ハ	昭和46年5月25日 閣議決定
	逢妻川下流	境大橋より下流	D	ハ	昭和46年5月25日 閣議決定
境川等水域	緊渡川	全域	D	ハ	平成10年3月30日 愛知県告示
	朝鮮川	全域	C	イ	昭和45年9月1日 閣議決定
	長場川	全域	C	ロ	昭和45年9月1日 閣議決定
	長田川	全域	C	ロ	昭和45年9月1日 閣議決定
	神田川	全域	C	ロ	昭和45年9月1日 閣議決定
	高松川	全域	C	ロ	昭和45年9月1日 閣議決定
	新川	全域	C	ロ	昭和45年9月1日 閣議決定
	阿久比川	全域	C	ロ	昭和47年3月31日 愛知県告示
	矢作川上流(1)	矢作ノマより上流の矢作川	AA	イ	昭和48年3月30日 愛知県告示
	矢作川上流	矢作ノマから明治用水頭工まで	A	イ	昭和48年3月30日 愛知県告示
矢作川下流	明治用水頭工より下流	B	イ	昭和45年9月1日 閣議決定	
乙川上流	岡崎市取水口より上流	A	イ	昭和45年9月1日 閣議決定	
乙川下流	岡崎市取水口より下流	B	イ	平成12年3月31日 愛知県告示	
矢作川水域	巴川	全域	A	イ	昭和45年9月1日 閣議決定
	矢作吉川	全域	C	イ	昭和48年3月30日 愛知県告示
	鹿柴川	全域	C	ロ	昭和45年9月1日 閣議決定
	芥木川	全域	A	イ	平成8年3月29日 愛知県告示
豊川等水域	男川	全域	A	イ	昭和45年9月1日 閣議決定
	雨山川	雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川	A	イ	昭和45年9月1日 閣議決定
	乙女川下流	下流の乙女川	A	イ	昭和45年9月1日 閣議決定
	木瀬川及び木瀬川合流点より上流	木瀬川全域及び木瀬川合流点より上流の矢作川	AA	イ	平成11年3月31日 愛知県告示
豊川等水域	宇連川上流	宇連川合流点より上流	AA	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	宇連川中流	宇連川合流点から豊橋市下条上水通取水地点まで	A	イ	平成11年3月31日 愛知県告示
	宇連川下流	下条上水通取水地点より下流	B	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	宇連川	全域	AA	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
豊川等水域	豊川放水路	全域	C	イ	平成11年3月31日 愛知県告示
	権田川	全域	C	ハ	昭和46年5月25日 閣議決定
	菅野川	全域	C	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	佐奈川	全域	D	イ	平成11年3月31日 愛知県告示
天竜川水域	汐川	全域	E	ハ	昭和46年5月25日 閣議決定
	大千瀬川	全域	AA	ロ	平成8年3月29日 愛知県告示
天竜川(4)	尾瀬川合流点から御膳橋まで(佐久間ダムから全域) (全域) (佐久間ダムに属する部分を除く)	AA	イ	平成15年3月27日 環境省告示	

2. 湖沼

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
境川等水域	油ヶ淵	全域	B	イ	昭和45年9月1日 閣議決定
天竜川水域	佐久間ダム貯水池(佐久間湖)	全域	A	イ	平成15年3月27日 環境省告示

3. 海域

水域区分	水域名	範囲	該当類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	名古屋港(甲)	別記1の水域	C	ハ	平成14年3月29日 環境省告示
	名古屋港(乙)	別記2の水域	B	ロ	昭和46年5月25日 閣議決定
	常滑地先海域	別記3の水域	A	ロ	平成14年3月29日 環境省告示
	伊勢湾	別記4の水域	B	イ	昭和45年9月1日 閣議決定
衣浦湾水域	衣浦港	別記5の水域	C	ロ	昭和47年3月31日 愛知県告示
	衣浦港南部	別記6の水域	C	ロ	昭和47年3月31日 愛知県告示
	衣浦湾	別記7の水域	A	ロ	昭和47年3月31日 愛知県告示
	蒲郡地先海域	別記8の水域	C	ロ	昭和46年5月25日 閣議決定
隴東湾水域	神野・田原地先海域	別記9の水域	C	ロ	昭和46年5月25日 閣議決定
	瀧美湾(甲)	別記10の水域	B	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	瀧美湾(乙)	別記11の水域	A	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	伊勢湾	別記12の水域	A	イ	昭和46年5月25日 閣議決定

(別記)

1. 木曾川左岸導流堤南端と外港第1航路第1灯標(北緯34度58分6秒,東経136度47分55秒)を結ぶ線,同地点と知多町と常清市の境界である陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
2. 木曾川左岸導流堤南端と木曾川右岸導流堤先端を結ぶ線,同地点と外港第1航路伊勢湾燈標を結ぶ線,同地点と矢田川河口右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(甲)に係る部分を除いたもの
3. 矢田川河口右岸から美浜町稲早川河口右岸に至る陸岸の地先海域であって,陸岸から1,000m以内の部分
4. 羽豆岬から篠島北端まで引いた線,同島南端から伊良湖岬まで引いた線,同地点から大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって,名古屋港(甲),常滑地先海域(乙),津・松原地先海域及び伊勢地先海域に係る部分を除いたもの(四日市港(甲),四日市港(乙),四日市・鈴鹿地先海域(甲)及び四日市・鈴鹿地先海域(乙)の水域の範囲は,昭和45年9月1日に閣議決定された「公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」における別記に掲げる水域のとおりとする)
5. 衣浦大橋より瀧奥の衣浦港
6. 衣浦港防波堤及び陸岸により囲まれた海域。ただし,衣浦大橋から湾奥の海域を除く。
7. 幡豆郡吉良町梶子岬と瀧美郡湯浅町伊良湖岬を結ぶ線,同地点と知多郡南知多町篠島南端を結ぶ線,同島北端と同町羽豆岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域。ただし,衣浦港防波堤から湾奥の海域を除く。
8. 中川河口左岸と同地点から南東2,000mの地点を結ぶ線,同地点と蒲郡港東防波堤灯台を結ぶ線,同地点と中央地頭東南端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
9. 豊川河口左岸と同地点から西南西4,500mの地点を結ぶ線,同地点から南3,500mの地点を結ぶ線,同地点と同地点から南西5,500mの地点を結ぶ線,同地点と田原町白谷基線(北緯34度41分21秒,東経137度14分19秒)を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
10. 三河港々湾区域であって,蒲郡地先海域及び神野・田原地先海域に係る部分を除いたもの
11. 愛知県吉良町梶子岬から瀧美郡湯浅町伊良湖岬に至る陸岸の地先海域であって,蒲郡地先海域,神野・田原地先海域及び瀧美湾(甲)に係る部分を除いたもの

(注) 達成期間の欄の記号の内容については,次のとおりである。

- 1 「イ」 は, 直ちに達成
- 2 「ロ」 は, 5年以内で可及的速やかに達成
- 3 「ハ」 は, 5年を超える期間で可及的速やかに達成

表7 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(2)

全窒素及び全リンに係る環境基準の水域類型指定

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾(イ)	別記1の水域	IV	直ちに達成。	平成14年3月15日 環境省告示
		別記2の水域	III	直ちに達成。	
		別記3の水域	II	直ちに達成。	
三河湾水域	三河湾(イ)	別記4の水域	IV	5年以内で可及的 速やかに達成。	平成7年10月11日 愛知県告示
		別記5の水域	III	直ちに達成。	
		別記6の水域	II	5年以内で可及的 速やかに達成。	

(別記)

1. 木曽川左岸導流堤南端から伊勢湾灯標まで引いた線、同灯標から名古屋港南5区埋立地南端まで引いた線、同埋立地東端から日長川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
2. 二本木川河口左岸から大野港北防波堤灯台まで引いた線、大野港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾(イ)及び伊勢湾(ロ)に係る部分を除いたもの
3. 羽豆岬から篠島北端まで引いた線、同島南端から伊良湖岬まで引いた線、同地点から大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾(イ)、伊勢湾(ロ)及び伊勢湾(ハ)に係る部分を除いたもの
4. 衣浦港防波堤及び陸岸により囲まれた海域
5. 三河港港湾区域の海域
6. 瀬美郡瀬美町伊良湖岬と知多郡南知多町篠島南端を結ぶ線、同島北端と同町羽豆岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、三河湾(イ)及び三河湾(ロ)に係る部分を除いたもの

表8 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(3)

水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
木曽川水域	木曽川(2)	中濃大橋より下流に限る	生物B	直ちに達成する。	平成21年11月30日 環境省告示
		矢作川(ア)	生物A	直ちに達成する。	
		矢作川(イ)	生物B	直ちに達成する。	
		巴川	生物B	直ちに達成する。	
		乙川(ア)	生物A	直ちに達成する。	
		乙川(イ)	生物B	直ちに達成する。	
		鹿乗川	生物B	直ちに達成する。	
		矢作古川	生物B	直ちに達成する。	
		介木川	生物A	直ちに達成する。	
		男川	生物B	直ちに達成する。	
矢作川水域	雨山川及び乙女川下流	雨山川全線及び雨山川合流点より下流の乙女川	生物B	直ちに達成する。	平成21年3月27日 愛知県告示
		木瀬川及び木瀬川合流点より下流の伏川	生物B	直ちに達成する。	
		木瀬川及び木瀬川合流点より下流の伏川	生物B	直ちに達成する。	
		木瀬川及び木瀬川合流点より下流の伏川	生物B	直ちに達成する。	

表9 愛知県における工場・事業場に係る排水規制指導の概要

	物質又は項目名	規制時期	根 拠	排出基準適用対象
生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、油分(動植物性、鉱油)、フェノール類、銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム、大腸菌群数	昭和46. 6. 24 昭和47. 4. 1	水質汚濁防止法 上乗せ条例	・日平均排水量(以下同じ)50m ³ 以上排出する特定事業場 ・50m ³ 未満を含む特定事業場(水域・業種等により対象規模が異なる。)
	窒素、磷	昭和60. 7. 15	水質汚濁防止法	・特定の湖沼及びその流入河川に50m ³ 以上排出する特定事業場※
		平成 5. 10. 1	水質汚濁防止法	・伊勢湾及びその流入河川に50m ³ 以上排出する特定事業場(※を除く)
濃度規制	カドミウム、鉛、シアン、有機磷、六価クロム、ヒ素、水銀、アルキル水銀(以上化合物を含む)、PCB	昭和46. 6. 24	水質汚濁防止法	すべての特定事業場(上乗せ条例により一部水域でシアンを規制している。)
	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン	平成 1. 10. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、ジクロロメタン他10物質	平成 6. 2. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	ほう素、ふっ素(以上化合物を含む)、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	平成13. 7. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
総量規制	COD、窒素、磷(窒素、磷は第5次総量規制から適用)	昭和55. 7. 1 昭和62. 7. 1 平成 3. 7. 1 平成 8. 9. 1 平成14. 10. 1 平成19. 9. 1	水質汚濁防止法	・伊勢湾及びその流入河川に50m ³ 以上排出する特定事業場 (第1次総量規制) (第2次総量規制) (第3次総量規制) (第4次総量規制) (第5次総量規制) (第6次総量規制)
指導値	COD、窒素、磷(窒素、磷は平成15.10.1から適用)	昭和56. 2. 3 平成15. 10. 1	小規模事業場等排水対策指導要領	・総量規制基準適用外事業場のうち、一定の排水量以上の工場等(特定事業場以外を含む)

(注) 上乗せ条例: 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例

(資料) 環境部作成

表10 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

水	域	管	所	業 種 別 内 訳 (件)												事 業 場 数 (件)							
				畜 産 農 業	食 料 品 製 造 業	織 維 工 業	化 学 工 業	窯 業	鉄 鋼 業	機 械 属 製 造 業	浄 水 施 設	旅 館 業	洗 たく 業	病 院	車 両 洗 浄 施 設 式		試 験 研 究 機 関	ご み 処 理 場	下 水 道 処 理 施 設 未 施 設 場 所	そ の 他			
木	曾	川	愛 知 県	3	8	0	0	0	0	0	0	1	2	25	10	1	7	2	1	23	3	86	
			一 宮 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	4	
			愛 知 県	117	310	32	31	288	13	248	5	400	434	10	645	36	13	1,151	36	13	1,151	427	4,160
			名 古 屋 市	0	13	5	5	8	0	36	0	9	34	1	44	11	2	53	11	2	53	21	242
			一 宮 市	4	32	65	0	4	1	16	1	23	71	2	96	7	2	139	7	2	139	55	518
			春 日 井 市	3	19	2	5	15	0	68	3	20	87	2	90	10	1	129	10	1	129	87	541
			愛 知 県	1	5	0	0	3	0	15	1	5	20	0	30	2	0	67	2	0	67	11	160
			名 古 屋 市	3	7	10	6	6	6	27	1	12	18	1	29	6	0	19	6	0	19	11	162
			愛 知 県	183	211	20	29	65	6	276	3	294	210	8	366	36	9	437	36	9	437	248	2,401
			名 古 屋 市	0	1	0	0	0	0	0	0	2	3	0	1	0	0	1	0	0	1	1	9
			岡 崎 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
			豊 田 市	9	7	0	0	4	0	45	0	14	23	1	66	2	0	90	2	0	90	39	300
			愛 知 県	100	49	10	1	18	3	42	1	49	70	3	111	5	1	127	5	1	127	45	635
			岡 崎 市	10	25	7	5	19	0	39	3	48	52	3	109	11	2	103	11	2	103	53	489
			豊 田 市	40	40	0	4	51	0	33	4	104	42	0	104	8	2	134	8	2	134	92	658
			愛 知 県	436	171	23	9	28	5	73	2	267	155	4	191	27	6	160	27	6	160	120	1,677
			豊 橋 市	201	70	3	3	19	1	39	3	49	72	7	126	14	0	94	14	0	94	88	789
			岡 崎 市	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
			愛 知 県	2	8	0	0	5	0	0	0	29	3	0	3	0	1	6	0	1	6	3	60
			愛 知 県	842	762	85	70	407	27	655	14	1,069	902	26	1,353	108	31	1,971	108	31	1,971	857	9,179
			名 古 屋 市	3	21	15	11	14	6	63	1	23	55	2	74	17	2	73	17	2	73	33	413
			豊 橋 市	201	70	3	3	19	1	39	3	49	72	7	126	14	0	94	14	0	94	88	789
			岡 崎 市	10	25	7	5	19	0	40	3	48	52	3	111	11	2	103	11	2	103	53	492
			一 宮 市	4	32	65	0	4	1	16	1	23	71	2	96	7	2	142	7	2	142	56	522
			春 日 井 市	3	19	2	5	15	0	68	3	20	87	2	90	10	1	129	10	1	129	87	541
			豊 田 市	49	47	0	4	55	0	78	4	118	65	1	170	10	2	224	10	2	224	131	958
			計	1,112	976	177	98	533	35	959	29	1,350	1,304	43	2,020	177	40	2,736	177	40	2,736	1,305	12,894

(注)1 処理施設及び下水道終末処理場の欄に指定地域特定施設を含む。

2 平成22年3月末現在

(資料)環境部調べ

表11 水質汚濁防止法に基づく排水基準適用事業場数

水 域	所 管	業 種 別 内 訳 (件)											事 業 場 数 (件)								
		畜 産 農 業	食 料 品 製 造 業	織 維 工 業	化 学 工 業	窯 業	鉄 鋼 業	機 械 風 造 業	浄 水 施 設	旅 館 業	洗 たく 業	病 院		車 両 洗 浄 施 設 式	試 験 研 究 機 関	ご み 処 理 場	下 水 道 処 理 施 設 及 び 未 施 設 場 所	そ の 他			
木 曾 川	愛 知 一 宮 市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	1	1	0	0	17	2	28
名 古 屋 港・庄内川等	愛 知 名 古 屋 市	12	66	14	22	50	6	155	0	44	35	8	10	19	1	410	69	921			
	愛 知 名 古 屋 市	0	5	2	5	2	0	24	0	7	12	0	5	8	2	24	6	102			
	愛 知 一 宮 市	3	8	42	0	1	0	5	0	9	1	1	0	6	0	52	13	141			
名 古 屋 市 内	愛 知 春 日 井 市	0	2	1	4	2	0	44	1	4	9	2	1	7	1	53	18	149			
	愛 知 名 古 屋 市	1	2	0	0	1	0	8	0	2	1	0	3	1	0	37	1	57			
衣 浦 湾・境川等	愛 知 名 古 屋 市	0	1	1	5	3	6	13	1	6	1	0	1	5	0	14	6	63			
	愛 知 名 古 屋 市	9	30	2	24	24	4	144	0	28	15	6	4	18	3	149	34	494			
	愛 知 名 古 屋 市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2			
矢 作 川	愛 知 岡 崎 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	愛 知 岡 崎 市	1	2	0	0	0	0	33	0	2	1	1	3	2	0	30	15	90			
	愛 知 岡 崎 市	15	9	4	1	4	1	22	0	8	6	2	0	3	0	56	6	137			
渥 美 湾・豊川等	愛 知 岡 崎 市	2	6	4	3	1	0	18	0	7	5	2	2	5	1	45	13	114			
	愛 知 豊 田 市	1	9	0	2	32	0	23	0	18	3	0	2	5	0	47	31	173			
	愛 知 豊 田 市	54	31	9	7	5	4	47	0	42	15	0	1	15	0	70	20	320			
天 竜 川	愛 知 豊 橋 市	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	愛 知 豊 橋 市	30	20	1	2	2	1	19	0	8	3	7	5	14	0	36	21	169			
	愛 知 豊 橋 市	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			
小 計	愛 知 豊 橋 市	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	0	6			
	愛 知 名 古 屋 市	91	139	29	54	85	15	377	1	128	73	17	18	57	4	743	132	1,963			
	愛 知 豊 橋 市	0	7	3	10	5	6	37	1	13	13	0	6	13	2	39	12	167			
計	愛 知 豊 橋 市	30	20	1	2	2	1	19	0	8	3	7	5	14	0	36	21	169			
	愛 知 岡 崎 市	2	6	4	3	1	0	19	0	7	5	2	2	5	1	45	13	115			
	愛 知 一 宮 市	3	8	42	0	1	0	5	0	9	1	1	0	6	0	54	13	143			
計	愛 知 春 日 井 市	0	2	1	4	2	0	44	1	4	9	2	1	7	1	53	18	149			
	愛 知 豊 田 市	2	11	0	2	32	0	56	0	20	4	1	5	7	0	77	46	263			
計		128	193	80	75	128	22	557	3	189	108	30	37	109	8	1,047	255	2,969			

(注) 1 し尿処理施設及び下水道終末処理場の欄に指定地域特定施設を含む。

2 平成22年3月末現在

(資料)環境部調べ

表12 項目別排水基準超過の状況 (平成21年度)

検査項目 (略号)	検査件数 (件)	排水基準値を 超えた数(件)	排水基準値を 超えた割合(%)
pH	555	2	0.4%
BOD	457	14	3.1%
COD	502		
SS	521	5	1.0%
ノルマルヘキサン抽出物質	13		
フエノール類	8		
銅	19		
亜鉛	59	1	1.7%
溶解性マンガン			
クロロ群	64		
大腸菌数			
窒素	537		
全リン	533	1	0.2%
カドミウム	20		
アリン	36		
有機リン			
鉛	36		
六価クロム	70		
砒素	11		
水銀	1		
PCB			
トリクロロエチレン	15		
テトラクロロエチレン	10		
ジクロロメタン	6		
四塩化炭素	8		
1,2-ジクロロエタン			
1,1-ジクロロエチレン			
シス-1,2-ジクロロエチレン			
1,1,1-トリクロロエタン	10		
1,1,2-トリクロロエタン			
1,1,3-ジクロロプロペン			
チウラ			
マジン			
チオベンカルブ			
ベンゼン	1		
セレン	3		
ほう素	19		
ふっ素	43	2	4.7%
アンモニア、アンモニウム化合物	3		
亜硝酸化合物及び硝酸化合物			
その他	53		
計	3,613	25	0.7%

(注) 検査件数は排水に係るものであって、県が検査を実施したもののみである。

表13 ゴルフ場排水農薬調査の結果について (平成21年度)

区分	ゴルフ場数	分析農薬数	延べ検体数
殺虫剤	33	9	73
殺菌剤	44	18	204
除草剤	33	14	86
全体	44	41	363

(注) 1 延べ検体数は、採水した資料についての分析項目の合計を示す。
2 名古屋市、岡崎市、春日井市及び豊田市分を含む。
(資料) 環境部調べ

表14 公共下水道の供用状況

都市名	行政人口 ① (人)		処理区域 面積 (ha)		人口② (人)		普及率 ②/① (%)
	①	②	面積	人口	②	①	
名古屋	2,178,272	2,151,700	27,725	98.8%			98.8%
豊橋市	365,539	4,704	269,684	73.8%			73.8%
岡崎市	365,486	3,358	307,544	84.1%			84.1%
一宮市	380,743	3,406	204,418	53.7%			53.7%
瀬戸市	129,928	1,177	66,272	51.0%			51.0%
半田市	117,583	1,695	95,747	81.4%			81.4%
春日井市	301,265	3,052	197,992	65.7%			65.7%
豊川市	180,033	2,791	128,244	71.2%			71.2%
津島市	65,643	278	15,562	23.7%			23.7%
碧南市	69,979	905	39,813	56.9%			56.9%
刈谷市	141,242	2,077	121,862	86.3%			86.3%
安城市	408,191	4,081	265,487	65.0%			65.0%
豊田市	174,305	1,946	121,229	69.5%			69.5%
西尾市	104,039	1,211	57,140	54.9%			54.9%
稲沢市	81,280	1,071	48,010	59.1%			59.1%
大山市	73,961	941	42,146	57.0%			57.0%
高津市	54,679	971	20,640	37.7%			37.7%
江南市	100,064	331	20,881	20.9%			20.9%
小牧市	145,039	1,784	97,672	67.3%			67.3%
稲沢市	135,028	796	45,886	34.0%			34.0%
新城市	50,948	338	15,063	29.6%			29.6%
東海市	106,831	1,189	70,067	65.6%			65.6%
大府市	83,244	1,016	61,738	74.2%			74.2%
知多市	84,723	1,260	76,717	90.5%			90.5%
立川市	65,104	485	33,943	52.1%			52.1%
尾張旭市	80,556	702	48,850	60.6%			60.6%
高浜市	42,784	393	20,331	47.5%			47.5%
岩倉市	46,111	320	25,823	56.0%			56.0%
豊明市	66,202	698	48,426	73.1%			73.1%
日進市	80,481	674	49,365	61.3%			61.3%
田原市	65,372	792	28,716	43.9%			43.9%
愛西市	66,213	121	7,679	11.6%			11.6%
清須市	64,446	0	0	0.0%			0.0%
北名古屋	80,155	261	19,395	24.2%			24.2%
赤富士	43,249	125	6,057	14.0%			14.0%
みよし市	56,202	830	42,453	75.5%			75.5%
あま市	86,451	144	8,023	9.3%			9.3%
東郷町	40,606	440	28,637	70.5%			70.5%
長久手町	48,069	625	39,638	82.5%			82.5%
豊山町	14,192	119	5,937	41.8%			41.8%
扶桑町	22,108	463	16,007	72.4%			72.4%
扶桑町	33,634	159	9,044	26.9%			26.9%
大治町	29,380	42	2,274	7.7%			7.7%
蟹江町	36,540	29	1,665	4.6%			4.6%
阿久比町	25,229	303	19,416	77.0%			77.0%
東津町	48,648	479	32,044	65.9%			65.9%
武豊町	41,713	604	31,366	75.2%			75.2%
一色町	24,068	280	10,556	43.9%			43.9%
吉良町	22,664	324	12,226	53.9%			53.9%
幡豆町	12,618	217	6,739	53.4%			53.4%
幸田町	36,477	552	24,951	68.4%			68.4%
東栄町	3,995	98	2,007	50.2%			50.2%
その他の都市	56,338	0	0	0.0%			0.0%
計	7,237,612	80,382	5,123,082	70.8%			70.8%
計(名古屋市を除く)	5,059,340	52,657	2,971,382	58.7%			58.7%

(注) 1 処理区域面積は平成22年4月1日現在の数値。
 2 行政人口及び処理区域人口は平成22年3月31日現在の住民基本台帳調べによる。
 3 処理区域：排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、下水道法第九条第二項に準じて同条第一項の規定により公示された区域。
 4 上記集計表には区域外流入は含まない。
 (資料) 建設部調べ

表15 流域下水道の供用状況

処理区名	処理場名	構成市町	供用開始 年度	処理区域 面積 (ha)	処理区域 人口 (人)	処理能力 (m ³ /日)
矢作川 流域下水道	矢作川 浄化センター	岡崎市, 豊田市, 安城市 西尾市, 一色町, 吉良町 幡豆町, 幸田町	H 4	11,615 18,762	666,352 886,348	240,000 532,000
境川 流域下水道	境川 浄化センター	刈谷市, 豊田市, 安城市 大府市, 知立市, 豊明市 みよし市, 東郷町, 東浦町	H元	7,396 13,074	456,922 607,300	160,000 386,800
衣浦西部 流域下水道	衣浦西部 浄化センター	半田市, 知多市, 阿久比町 東浦町, 武豊町	H 3	3,046 4,773	179,656 229,800	65,600 141,600
衣浦東部 流域下水道	衣浦東部 浄化センター	碧南市, 安城市, 高浜市	H 8	1,650 3,289	70,801 129,000	28,850 75,200
豊川 流域下水道	豊川 浄化センター	豊橋市, 豊川市, 蒲郡市 新城市	S 5 5	4,206 7,141	187,320 256,660	79,000 197,000
五条川左岸 流域下水道	五条川左岸 浄化センター	六山市, 小牧市, 岩倉市 大口町	S 6 2	3,101 6,266	155,795 233,540	95,075 159,400
日光川上流 流域下水道	日光川上流 浄化センター	一宮市, 稲沢市	H 1 2	2,374 7,253	145,616 331,938	35,100 234,200
五条川右岸 流域下水道	五条川右岸 浄化センター	一宮市, 六山市, 江南市 岩倉市, 大口町, 扶桑町	H 1 3	1,112 5,659	62,263 253,180	20,600 149,500
新川東部 流域下水道	新川東部 浄化センター	北名古屋, 豊山町	H 1 9	380 1,719	25,332 94,500	2,750 61,000
日光川下流 流域下水道	日光川下流 浄化センター	津島市, 愛西市, 弥富市 あま市, 大治町, 蟹江町	H 2 1	565 6,006	29,009 318,830	12,050 192,800
新川西部 流域下水道	新川西部 浄化センター	清須市, 北名古屋	H 1 7 着手	0 1,361	0 66,740	0 35,200

(注) 表の数字については、それぞれ以下のとおり。
 上段：平成22年4月1日現在の整備実績
 下段：基本計画値
 (資料) 建設部調べ